

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2026年2月(2026.1.20~2026.2.12)

法令情報

1. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

<経済産業・環境省令第1号>(2026.1.21公布、2026.4.1施行)

廃棄物の焼却に係る廃熱の供給を受けた事業者の、「他人から供給された熱の使用に伴う排出量」の算定において、蒸気並びに温水及び冷水に係る温室効果ガス排出量の算定方法は、その係数を零とする改正が行われました。

当該熱の供給を受ける特定排出者等の温室効果ガス排出量算定に適用できます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02399.html

2. 温室効果ガス排出量等の報告に関する命令の一部を改正する命令 <内閣府・総務・法務・外務・

財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号>

(2026.2.12公布、2026.4.1施行)

「国内認証排出削減量」として、新たに「自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組」により削減等がされた二酸化炭素の量が追加され、木の炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の量に係る「森林等炭素蓄積変化量」が規定されました。

当該二酸化炭素の削減取組等をおこなう特定排出者等に適用できます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02782.html

3. 大気汚染に係る環境基準の一部を改正する件

<環境省告示第8号>(2026.1.30公布、2026.4.1適用開始)

光化学オキシダントに係る環境基準が見直しされ、現行の「1時間値が0.06ppm以下であること」→「オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。」に改正されました。

<参考>環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>

4. 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行に

伴う関係省令の整備等に関する省令 <厚生労働省令第3号>(2026.1.20公布、2026.4.1施行)

25.5.14に公布された題記改正法の一部施行に伴う改正です。改正労安法において、個人事業者等の労働者以外の者を一定の義務の対象として規定するにあたり、労働者以外の者が労働者と同一の場所で作業に従事する場面であることを明確にする改正、法57条の2に係る「通知対象物譲渡者等」からの「代替化学名等」の通知事項の規定並びに、法に規定する指針等の公表について、インターネット等にて行うこととされました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=495250241>

<参考>厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/enzen/an-eihou/index_00001.html

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 民間事業所における電動建機を用いた試行作業の実施について (2026. 1. 29 環境省)

環境省は、地球温暖化対策の一つとして電動建機の普及促進に取り組んでいます。今回、電動建機の運用及び施工性に関する知見を得るため、バッテリー式中型電動ショベルを用い、民間事業所内の設備工事において試行作業をおこないます。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02522.html

2. プラズマ・アワード 2026 の表彰について (2026. 1. 30 環境省)

環境省は、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、“プラスチックとの賢い付き合い方”を推進する「プラスチック・スマート」を展開し、多様な主体の取組について情報発信しています。また、優れた取組については表彰するとともに広く紹介することで、効果的な取組を全国的に創出・推進しています。今般、拾う部門、使う・減らす部門等、全5部門の表彰がおこなわれました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02561.html

意見募集情報

1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する

意見募集（パブリックコメント）について (2026. 1. 28環境省)

産業廃棄物等の広域的な処理の認定制度について、当該廃棄物の処理を委託して行う場合であって、処理の受託者が法人であるときは、認定申請の際、その住所及び代表者氏名に代えて、その法人番号を記載することも可能とします。環境省は、26. 2. 27まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195250070&Mode=0>

2. 労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の一部を改正する省令案等について (2026. 2. 10厚労省)

現在、有線式コントローラーを用いた床上運転式クレーンについては限定免許がありますが、無線式にはないため、今回、床上無線運転式クレーン等の限定免許が創設されます。あわせて同運転免許に係る実技教習の実施方法に関する規定等が追加されます。厚労省は、26. 3. 12まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250422&Mode=0>

以上